

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 7 年 1 0 月 2 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、都が個人事業税について課税区分の誤りにより過大な課税を行ったことは不当であるとして、当該課税処分の是正等を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、違法・不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認める普通地方公共団体に対して損害補填の措置等を請求できるものである。加えて、当該制度趣旨は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から設けられたものであると解されることからすれば、公金の支出、義務の負担ないし財産上の損失を伴わない単なる収入を発生させるにとどまる行為は、住民監査請求の対象にはならないと解するのが相当である。

本件において請求人が問題としているのは、都が特定の個人に対して行った事業税の賦課処分（以下「本件賦課処分」という。）である。個人事業税は、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 2 条の 2 第 3 項等の規定により、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の都道府県に

において、その個人に課されるものである。本件賦課処分は、都の財産上の損失を伴わない単なる収入を発生させるにとどまる行為であり、上記①から⑥までのいずれにも該当しないため、都の財務会計上の行為を対象としたものとはいえない。したがって、本件賦課処分は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。